

川崎市

令和3年度 第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

令和3年度介護報酬改定における 報酬改定関係 (居宅介護支援)

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係



改定事項

- 1.居宅介護支援・介護予防支援基本報酬
- 2.新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 3.認知症に係る取組の情報公表の推進
- 4.看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- 5.退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- 6.質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①、②
- 7.逡減制の見直し
- 8.医療機関との情報連携の強化
- 9.看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- 10.介護予防支援の充実（予防のみ）
- 11.特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- 12.生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- 13.サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- 14.居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止



1. 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

居宅介護支援費（Ⅰ）

・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

（一）要介護1又は2

< 現行 >
1,057単位／月

< 改正後 >
1,076単位／月

（二）要介護3, 4又は5

1,373単位／月

1,398単位／月

○居宅介護支援（ⅱ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分

（一）要介護1又は2

< 現行 >
529単位／月

< 改正後 >
539単位／月

（二）要介護3, 4又は5

686単位／月

698単位／月

○居宅介護支援（ⅲ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分

（一）要介護1又は2

< 現行 >
317単位／月

< 改正後 >
323単位／月

（二）要介護3, 4又は5

411単位／月

418単位／月

居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】

- ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援（i）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分

（一）要介護1又は2

<新規>
1,076単位／月

（二）要介護3，4又は5

1,398単位／月

○居宅介護支援（ii）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分

（一）要介護1又は2

<新規>
522単位／月

（二）要介護3，4又は5

677単位／月

○居宅介護支援（iii）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分

（一）要介護1又は2

<新規>
313単位／月

（二）要介護3，4又は5

406単位／月

介護予防支援費

<現行>
431単位／月



<改定後>
438単位／月



改定事項

1.居宅介護支援・介護予防支援基本報酬

2.新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

3.認知症に係る取組の情報公表の推進

4.看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実

5.退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進

6.質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①、②

7.逡減制の見直し

8.医療機関との情報連携の強化

9.看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

10.介護予防支援の充実（予防のみ）

11.特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

12.生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

13.サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

14.居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

令和3年9月末までの
特例措置のため、省略



3. 認知症に係る取組の情報公表の推進

- ☑ 研修の受講状況等、認知症に係る業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。

別添 1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

計画年度	年度	記入年月日		
記入者名		所属・職名		

3. 事業所において介護サービスに従事する従業員に関する事項				
従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組の実施状況				
事業所で実施している従業員の資質向上に向けた研修等の実施状況				
(その内容)				

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組				
アセッサー(評価者)の人数		人		
段位取得者の人数	レベル2①	レベル2②	レベル3	レベル4
	人	人	人	人
外部評価(介護プロフェッショナルキャリア段位制度)の実施状況		[] 0. なし・ 1. あり		

【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる



3. 認知症に係る取組の情報公表の推進

- ☑ 厚生労働省 介護サービス情報の公表制度
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>)



4. 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

- ☑ 基本報酬や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。
- ☑ 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。



5. 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員の参画促進

- ☑ 退院・退所時のカンファレンスについて、退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合には、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参画することを明確化する。

単位数：変更なし

※ 指定居宅介護支援における退院・退所加算

	(Ⅰ) イ 450単位	(Ⅰ) ロ 600単位	(Ⅱ) イ 600単位	(Ⅱ) ロ 750単位	(Ⅲ) 900単位
関係者からの利用者に係る必要な情報提供の回数	1回 (カンファレンス以外の方法により実施)	1回 (カンファレンスにより実施)	2回以上 (カンファレンス以外の方法により実施)	2回 (うち1回以上はカンファレンスを実施)	2回以上 (うち1回以上はカンファレンスを実施)

6. 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①

- ☑ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを求める。
- ☑ 事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設。
- ☑ 特定事業所加算（Ⅳ）について
→ 加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、特定事業所加算から切り離した別個の加算とする。



6. 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①

単位数

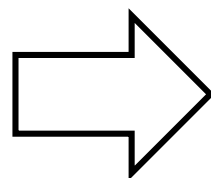
< 現行 >

特定事業所加算（Ⅰ） 500単位/月

特定事業所加算（Ⅱ） 400単位/月

特定事業所加算（Ⅲ） 300単位/月

なし



< 改定後 >

特定事業所加算（Ⅰ） 505単位/月

特定事業所加算（Ⅱ） 407単位/月

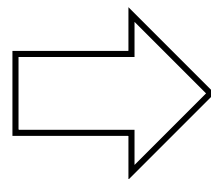
特定事業所加算（Ⅲ） 309単位/月

特定事業所加算（A） 100単位/月（新設）

< 現行 >

特定事業所加算（Ⅳ）

125単位/月



< 改定後 >

特定事業所医療介護連携加算

125単位/月



6. 質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①

【特定事業所加算】

算定要件等

算定要件	特定事業所加算（Ⅰ）	特定事業所加算（Ⅱ）	特定事業所加算（Ⅲ）	特定事業所加算（A）
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤：1名以上 非常勤：1名以上 （非常勤は他事業所との兼務可）
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5) 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は45名未満）であること	○	○	○	○
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）	○	○	○	○ 連携でも可
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

【特定事業所医療介護連携加算】（現行の特定事業所加算（Ⅳ）と同じ）

特定事業所医療介護連携加算 125単位	
(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上	
(2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定	
(3) 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定していること	



改定事項

- 1.居宅介護支援・介護予防支援基本報酬
- 2.新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 3.認知症に係る取組の情報公表の推進
- 4.看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- 5.退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談

6. ②については、
令和3年度介護報酬改定における
条例改正関係
(居宅介護支援)
1. サービス割合の説明について
をご参照ください。

6.質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）①、②

- 7.逡減制の見直し
- 8.医療機関との情報連携の強化
- 9.看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- 10.介護予防支援の充実（予防のみ）
- 11.特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- 12.生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- 13.サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- 14.居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止



7. 逦減制の見直し

- ☑ 一定の I C T（A I を含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業者について、逦減制の適用（居宅介護支援費（Ⅱ）の適用）を 4 5 件以上 の部分からとする。
- ※ 特定事業所加算における「介護支援専門員 1 人当たりの受け入れ可能な利用者数」について、この取扱いを踏まえた見直しを行う。
- ☑ 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の計算に当たり、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合や、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合については、例外的に件数に含めない。

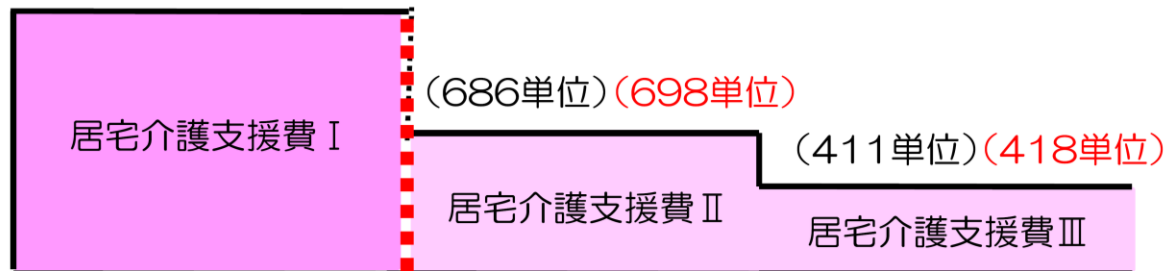


7. 逦減制の見直し

例：要介護3・4・5の場合（黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数）

【現行】

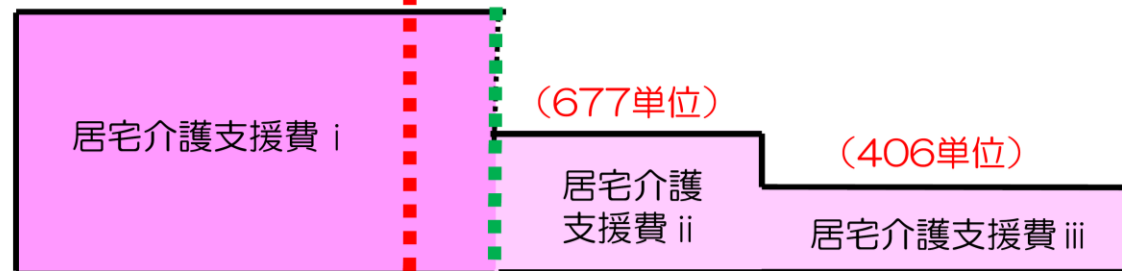
(1,373単位) (1,398単位)



40件 60件
(介護支援専門員1人当たり取扱件数)

【改定後：ICT等を活用する場合】

(1,398単位)



40件 45件 60件
(介護支援専門員1人当たり取扱件数)

※ ICT等の活用の有無にかかわらず、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合、例外的に件数に含めない。

53



8. 医療機関との情報連携の強化

- ☑ 利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。

ケアマネジャー・利用者



※月一回を上限
※ケアプランに記録

相談（認知症についてなど）

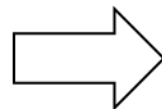
指導・助言

主治医



単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >
通院時情報連携加算50単位／月（新設）

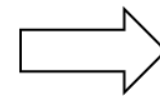


9. 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

☑ 居宅サービス等の利用に向けて、介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合

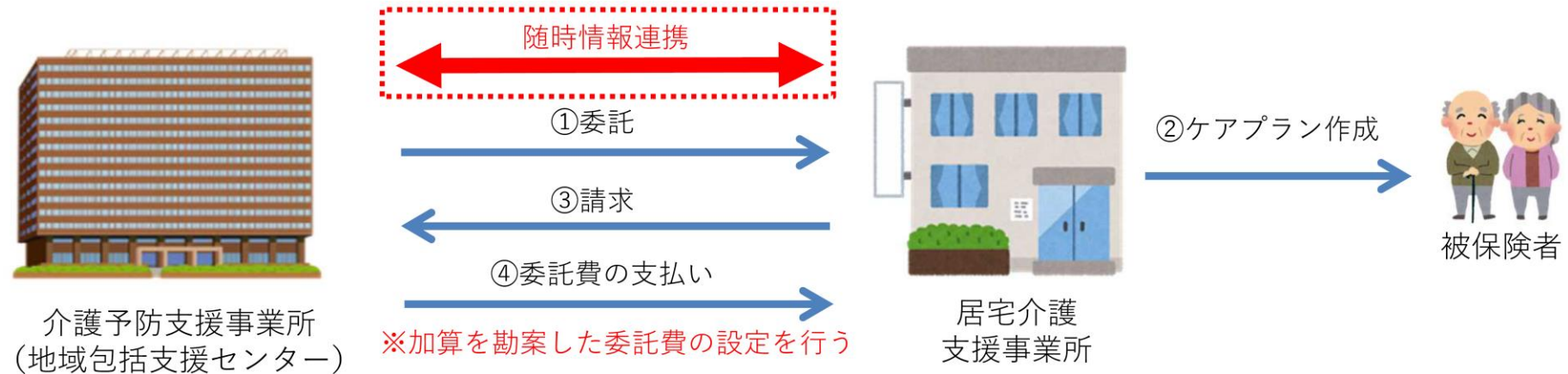
→介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースにおいて、介護支援の基本報酬の算定を可能とする。

単位数						
<table border="0"><tr><td style="text-align: center;">＜現行＞</td><td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➡</td><td style="text-align: center;">＜改定後＞</td></tr><tr><td style="text-align: center;">サービス利用の実績がない場合は請求不可</td><td></td><td style="text-align: center;">居宅介護支援費を算定可</td></tr></table>	＜現行＞	➡	＜改定後＞	サービス利用の実績がない場合は請求不可		居宅介護支援費を算定可
＜現行＞	➡	＜改定後＞				
サービス利用の実績がない場合は請求不可		居宅介護支援費を算定可				



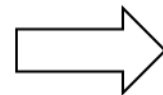
10. 介護予防支援の充実（予防のみ）

- ☑ 介護予防支援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評価する新たな加算を創設。



単位数

< 現行 >
なし



< 改定後 >
委託連携加算300単位／月（新設）

1 1. 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保

- ☑ 特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。

	単位数	要件
① 特別地域加算	15／100	<u>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所</u> がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域
② 中山間地域等の小規模事業所加算	10／100	<u>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所</u> がサービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域
③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5／100	<u>厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者</u> に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。 【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島



改定事項

- 1.居宅介護支援・介護予防支援基本報酬
- 2.新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 3.認知症に係る取組の情報公表の推進
- 4.看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- 5.退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- 6.質の高いケアマネジメントの推進（特定事業所加算の見直し等）
- 7.逡減制の見直し
- 8.医療機関との情報連携の強化
- 9.看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- 10.介護予防支援の充実（予防のみ）
- 11.特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス
- 12.生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- 13.サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- 14.居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

令和3年度介護報酬改定における
条例改正関係
（居宅介護支援）
2. ケアプランの点検・検証を
ご参照ください。



1 3. サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

- ☑ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランに関し、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合
→併設事業所の特定、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの 点検・検証を行う。
- ☑ サービス付き高齢者向け住宅等における家賃や利用者のケアプランの確認など、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導徹底を図る。

※ 「事業所単位で抽出するなどの点検・検証」は、令和3年10月から施行する。



1 3. サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

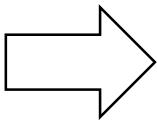
☑川崎市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例 第13条(18)の3 令和3年10月1日より適用

介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が基準省令第13条第18号の3に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市長からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市長に届け出なければならない。



1 4 . 居宅介護支援における（看護）小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

☑ 報酬体系の簡素化の観点から廃止となる。

単位数			
< 現行 >			< 改定後 >
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月		廃止
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月		
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月		



参考資料

○厚生労働省 令和3年度介護報酬改定について

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

○川崎市ホームページ 川崎市基準条例（R03.04.01施行）

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

報酬改定に関する質問等について

○川崎市ホームページ

- ・【事業者向け】介護保険Q & A・問い合わせ
(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0.html>)



以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。

